

『文則』の翻刻(上) 付・校勘家山井崑崙について

国語科 篠崎 秀樹

江戸時代の漢文入門書の翻刻も三部目に入る。明治前半期の作文指南書(『作文叢書』明²⁴)の順に従えば、三部目は山本北山『作文志』か山県周南『作文初問』となるはずだった。それが宋・陳騭『文則』となったのは偶然である。古書目録に「山県周南句読」とある『文則』を見かけたのがきっかけだった。『文則』は、以前調べ物の途中でその名を知り、和書での出版が見当たらないため、繁体字であることを確認したうえで中国書を買って持っていた。当時何となく読めそうな気でしたが、読めそうでないところもあったので、そのまま積んでどこかへ紛れてしまった。江戸時代の和刻本があり、句読も施してあれば読める確率は増す。これは珍しいと思う、周南句読なら一石二鳥だとばかり勢い込んで取り寄せようとしたところがあいにく売り切れたという。私以外にも慌て者がいたらしい。他の古書店に偶然「山県句読」とある同題の書を見つけ、二倍以上の値段にたじろいだがり引つ込みもつかず入手した。見れば「山県句読」陳騭『文則』とある。しかし、山県周南ではなかった。同じ徂徠門下で崑崙と号した山井鼎(又は重鼎、字君彝、通称善六)という人である。鼎と縣は似ていなくもないが、要するにそそっかしかつたためにこの本を翻刻することになった。明らかに準備不足である。そのうえ今回は、翻刻自体は上下巻とも終了したが、総ルビに手を出したため出典調べが間に合わず、現代語訳もなく、上巻だけをとりあえず活字化するに止まる。これほど未完成なのも初めてで自分でも驚いているが、補うべき箇所は後で補充したい。

崑崙という人は、荻生徂徠の晩年に入門し、若くして病死したため、自身の著作はほとんどない。また、句読・訓詁・校勘に徹した人であるらしく、『文則』にも校閲を乞うた徂徠の跋文はあるが、本人の序も凡例も一切ない。評伝を読むと遺作といつてよい時期の出版物なので、どうしてこれを公刊しようと思ったのかという疑問も湧いたりするが、手がかりとなるものが今のところ見当たらない。ただし、当時としても学才の擢でた人であると思われる、漢字の読み仮名をわずかに振つてあるところなどは、釈大典の書き方と似ている。評伝で流布しているものはほとんど一冊のみであり(藤井明、他『山井崑崙・山県周南』叢書日本の思想家¹⁸ 明德出版社 一九八八・二〇三〇)、これによれば徂徠の数ある門下生の中でも最も将来を嘱望されたらしい。同書には石川淳『夷斎座談』の言葉を引く。「徂徠の門下だと、第一に山井鼎だ。それは学問のほうでは大した人だな。学問の筋から言うとなれば、これは太宰春台のようなのと一緒にはならない。」云々。崑崙の生年は不明だが、春台より十歳ほど若いといわれる。「学問の筋」というのは校勘学に徹したという意味か。

『文則』には崑崙の句読があるばかりといってもよい。崑崙が掌書記(右筆)として仕えた伊予西條藩には「句読師」という呼び方があったようで、これがそのまま崑崙の位置に当てはまるわけではないが、校勘家の崑崙の本書における注記はごくわずかである。(頭注は、崑崙か。徂徠か。臨海宋氏刊行という一九世紀初めの刊本には見えない。)この人に関する若干の先行論文も上記の次第で読んでいず、崑崙については印象にとまったことだけ書き記した。陳騭についても同様で、『文則』に関する大部の書が台湾で出版されているらしいが、字は繁体でも中国語が読めな

い。手がけたなりの感想だけをメモ書きを連ねることにした。

○序文によれば、作者陳騭は元服加冠の後、郷学・大学で作文の師に従い、進取の文の弊害について忠告を受けたが、納得の行くものではなかった。進士の称だけ得て郷里に帰ってからおそらく仕官に至るまでの間、気ままに古書を繙き、文章のあるべき姿が会得できた。そして、経伝・諸子の書も、誦誦するばかりで、その本質を究明することなしには、一日中飲食を繰り返しながらその味わいを知らないのと変わりがない。そこで読書しつつ鈔記し、古人の文章について知り得た規則をまとめて『文則』を著した、という。この「進取の文」の指すところは明確ではないが、下巻の三分の一を占める最終章の引用文は、文章論のための引例としては異様に長い羅列で、他の章の引例が簡潔であるのいかにも対照的である。あるいは作者の意図と関係するものがあるか。

○山井崑崙は同学の根本伯修と足利学校に伝わる儒学の經典を校合し、『七経孟子考文』として浄写本を藩主西條侯に献呈した。それを西條藩の本藩である紀州藩出身の徳川吉宗が印刷刊行させ（『七経孟子攷文補遺』）、数部が清国に渡って半世紀後に乾隆帝の『四庫全書』に収められ、さらに阮元『十三経注疏校勘記』の重要な部分を成したそうだ。日本発の研究手法が海外に影響を与えた貴重な事例であるといわれ、崑崙の最大の事蹟として評価されている。（他に太宰春台『孔安国伝古文孝経』、根本伯修『論語義疏』も彼土に伝わり、『四庫全書』に収められた。）吉川幸次郎は、清朝考証学の方法論に大きな示唆を与えた『考文』の方法は、もしか

すると日本古来の和文における異本校合の伝統の中で生まれたのではないかと推測している（『日本人の知恵―山井鼎と国文学』〔熊本日新聞二九六九・一・七、吉川幸次郎全集18日本篇下 筑摩書房一九七五・二・一五 所収〕）。吉川は京都大学付属図書館所蔵の自筆稿本に、校合の進捗状況だけでなく遊山または療養で近辺を訪ねた記録などの書き込みが見られ、足掛け五年に及ぶ足利滞在の足跡が残っていることを伝えている（未見だが、小川環樹『論語微解題』〔荻生徂徠全集4〕にも同様の記事があるらしい）。湯治の記録には尻にできた腫れ物を療治するためとあるようだが、書見のし過ぎで畳を腐らせたという皆川淇園の逸話を思い起こした。稿本と日記が一体となった勉強家の面影が浮かんでくる。

○『文則』の句読と頭注は崑崙が原書と照合・勘考したものか。署名が見られない。上巻・乙第四条の「説者曰」とある二箇所の考証は徂徠の校閲か。「説」の音は「喜ぶ」意では「エツ」となるが、他は「セツ」である。しかし、あるいは「閱」に通じたものか。ただし、徂徠の「跋」に「聞ク下校シテ陳騭ガ文則ヲ一欲スト上梓セント」とあるので、あるいは校閲者の名前貸しに止まり、どちらも崑崙の筆である可能性も残る。「説者」はここで、『周礼』春官・大宗伯・鄭康成『毛詩鄭箋』等から、禽獸・潤風・平王・魯人の四語の意味について考証を行っている。前二語については、陳騭への反論、後二語については補説を行う形だが、どちらも字句の考証そのものである。

○本文には語句の読みがな、用言の送りがな等が振つてあるが、活用語はたいていその終止形を書くだけで済ませ、文脈と連続させ

た跡がほとんど見られない。当時の句読一般のやり方であるのかどうか。これまでの翻刻例ではあまり見かけなかった。同じ読みを繰り返しているところもあり、誤読を防ぐためだけでもないように見えた。このあたりは当時、わりあい鷹揚だったのかもしれない。

○『南宋書』に載る陳騭(一一〇三)の伝は、この時代の歴史の側面観を与えてくれる。陸游(一一一五)、尤袤(一一一五)、朱熹(一一三〇)、呂祖謙(一一三二)らと同時代の人なので、どこかで交渉があったかもしれない。尤袤の諡号も文簡であるという。陳騭の伝には読み取りのできない個所もあるが、おおよそのところ、科挙出身の官僚なので親政を願う孝宗に忌まれ、太子(後の光宗)にも大きな期待は持てず、寧宗の時には権勢家の韓侂胄に憎まれて、同じ学者の彭龜年と共に中央政界から黜けられたということであるらしい。光宗に時代の弊害を指摘した六字句と四字句、各八句から成る駢體の上奏文は簡勁古樸な高い調子に練り上げられ、正に『文則』に述べる文章論の実践例であった。評伝の作者は「皆時病に切なり」と讃えている。何よりも簡潔周到を重視する主張は上巻の随所に見られ、含蓄を保ちつつ一字一句でも削り去るべきことを説いてやまない。ただし、彭龜年と韓侂胄との争いを批判した対偶の隠喩は効果を上げ過ぎた。寧宗の外戚であり、紛れもない「閹門」の部類であった韓侂胄ににらまれ、共に「経筵」から追放されてしまった。「元樞」もまた好人たらんと欲するか。」という言葉は好官を去らせるためのものであるらしいが、皮肉の効果を説明できない。文章論は詩論の後で成立したものらしい。『文則』は、宋代では数

少ない文章論の代表作だった。『東萊博議』の作者呂祖謙にも編著として『古文関鍵』『宋文鑑』等があるというが、『文則』は魏晉以降の文章論の巨擘であるという。次に挙げる引用文中、熊坂台洲の評語は、徂徠の跋を受けたものと思われる。

魏晉以後に文を論ぜしもの多しと雖も、已に佚亡せしものも亦少からず。試に現存の書に就きて錚々たるものを擧ぐれば、前に齊の劉勰の文心彫龍十卷あり、後に宋の陳騭の文則二卷あるのみ。文心彫龍は六朝を代表すべき論文修辭の書にして、原道以下五十篇に分ち、前半二十五篇は概して文體を論じ、後半二十五篇は主として修辭の工拙利病を論じたるものなれば、大に後人の典據に資すべきのみならず、當時沈約常にこの書を机案に置きて愛讀せしものなり。文則是文の法則を論じたるものにして、上卷には主として經傳の文を論ず、凡そ三十七條、下卷には泛く文の句法字法を論ず、凡そ二十五條あり。熊坂台洲の文章緒論に文則唯鷹論字法句法、而未及三章法篇法」と曰ひしも、宋元時代に於ける文章を論ずる書は、これを以て巨擘と爲すべきなり。(児島献吉郎『支那文学考』 目黒書店 一九二〇・一一八)

○『文則』以前の主要な文章論としては、この引用文によれば南齊(梁)の劉勰による『文心彫龍』があるくらいである。『文則』に引用した先秦の古文のうち、いくつかは釈大典『初学文譚』、皆川淇園『文訣』等でお目に掛かったものである。熊坂台洲の『文則』評語がそうであるように、このような引例や評語は孫引の形で次代に継承されるものようである。このように重複がある一方、人ごと書いごとに発見もある。『文則』は「一星終(12年間)に及ぶ陳騭の經典誦読の体験から帰納された文章論であり、章法や篇法についても言及がないわけではない。徂徠は詳しく言及していないが、司馬遷『史記』に関する言及も数個所見られ、読書範囲の中には

あつたが、これを簡潔で含蓄の多い「古文」と比べるには値せずという見方でそもそも眼中に置いていないふしも見られる。『書経』『春秋左氏伝』『国語』などが「古文」の模範だった。『文則』の中で妙に印象的だったのは、「倒言・倒句」の語法を指摘したくだりである。「雲」土夢作スシ「ムル」ヲ（書経・夏書・禹貢）の例などは、司馬遷が「雲夢土作」^レ「ム」^{と改めたのを罵っている。}こういう配置は互文構造の発想と似ているが、さらに原初的なものなのかもしれない。なるほど誤記ではないのかもしれないと思わせる。「簠」^{はつ}、玄織縞^{けんしこう}も、「簠」玄、織縞^{けんしこう}と解している注釈もあるが、恐らく陳騭の説明の通りであろう。同じく、「上下同曰之法」と名づけた反復法も、テキストから帰納した法則であり、また華人の注目した表現だけに注目される。助辞の使用割合の分析なども、淇園の助字解説に比べれば肌理は粗いが、やはりネイティブならではの着目点であろう。

○ 比喩の十分類は後代の文章論にも引用された。今日普通に用いられる直喩・隱喩のほかに、詳しい分類を行い、修辞学の格好なテキストとなつている。詰喩・虚喩などは、どこかで使つてみたい言葉だ。

○ 「説は悦なり。」という類の、同音による意味の置き換えは、音通・仮借等、いろいろな呼び方をしているが、本書では「音韻」による言い換えとして、「偏旁」^{へんぼう}による言い換えと一群にまとめている。「偏旁」とは「五人を伍となす」の類である。一括すること覚えやすい。

○ 徂徠の評言から、本書には章法・句法の探究はなされていないことになつてゐるが、むしろ字法・語法と同じか、それ以上に触れられているのではないか。詩経などの古典籍の文言を「本文」として、これを援用すること自説の証明とする発想の類型がある。その引証の型まで細かに分類していることなどは、比喩の項の「引喩」の修辞の延長上にある文章技法の議論といつてよい。その一方、典籍の呼称がさまざまであるのまで修辞技巧の範疇^{はんしゅう}に含めてしまったのは、文献を歴史的に取り扱う考え方が「本文」を参照する発想とは共存できなかったかと思われる。

ただし、既存の典籍の克明な読み取りが本書の基本にあることと、この時代的制約とは別の話であり、全体にきめ細かく、かつ嚴格な読み取りと明確な整理が本書の叙法の大きな特徴である。その厳しさは、中古以降の先達の文献に対しては容赦のない酷評となつて表れている。これもまた時代の良識だったせいだろうか。

○ 語のレベルにおいては「訓詁」の学を通じて言葉の歴史の変遷に対する自覚が生まれていた。時代の差違を埋めるために「反切」^{はんせつ}という方法がすでに考案されていた。また中国は広大な国であり、地方による語彙・表現の違いを認識しないわけにかなかった。差違を吸収する方法はなかったが、そのためにこうした文法書が求められたにちがいない。

恐らく詩論も含め、文学評論は著者の博識と揺るぎない自信に支えられている。それに加えて古文の本文に、時代の求める規範を探ろうとした動機もあるだろう。陳騭『文則』は修辞の解析以

上のものを含んでいるように見える。入力に当たってはなるべく注意はしたが、読み間違いの訂正と補足は次の機会に回すしかない。

※ 漢文の入力に当たっては、筆者考案の「漢文エディタ」(www2s.biglobe.ne.jp/~Tajiri/)を使用し、ルビ振りは自作マクロで若干簡易化を図りながら、個々に入力した。これは、従来通りの方法である。下巻の本文も、ネットには挙げておく。

(二〇一七・三・三)

文則

見返し 徂徠先生閣

陳騷文則

山鼎句讀

泉龍堂白松堂

文則序

※柱(版心)下に「白松堂梓」とあり。本文一丁めも同じ。

余始テ冠シテ遊ビ二泮宮ニ、從ウテ老タルニ於文ニ者上問フ焉。僅ニ得ニ文ノ之端緒一。後三年、入リニ成均ニ、復從テ老於文ニ者上問フ焉。僅ニ識ニ文ノ之利病ヲ。彼ノ老タルニ於文ニ者、有ニ進取ノ之累、所有告トニ於我ニ與ニ夫ノ我ノ所レ得、惟リスニ於進取一。後四年竊テ第ヲ而歸。コレ獲ニ從ニ仕ニ、凡一星終、得ニ以忤ニ閣一。古書ヲ、始知ニ古人ノ作ヲ。歎ジテ曰、文ニ如ナル是。且詩・書・二禮・易・春秋ノ所載、丘明・高赤ガ所傳、老・莊・孟・荀ノ之徒ノ所著、皆學者ノ所朝夕誦誦スル一之文也。徒ニ誦誦シテ而弗考、猶ニ終日飲食シテ而不知ニ味ヲ。余竊ニ有レ考一焉。隨テ而録シテ之ヲ、遂ニ盈ニ簡牘ニ。古人ノ之文、其ノ則著シ矣。因テ號シテ曰、文則ト。或ノ曰、方今宗工鉅儒ニ才濟濟トシテ盈ニ庭ニ、下シテ筆ヲ語妙ナリニ天下ニ。雖下與ニ日月一爭ト、光ヲ可也。奚以スル一ヲ吾子ガ文則ヲ一爲シ。余ガ曰、蓋將所ニ以自則一也。如シシテ人ニ以爲シハ則ト、則吾豈ニ敢セシヤ。乾道庚寅正月既望16日、天台ノ陳騷序「丁」

○泮宮―頓宮とも。古代の諸侯の大学。藩蠻のようなものか。天子の設けた大学は辟雍と言った。辟雍は四囲に堀をめぐらし、泮宮は西南に堀があつたという。○成均―唐の国

※享保13年(江戸)若菜屋小兵衛 発兌本に拠る。
※原文の白ヌキ点を句点と読点とに区分・補充した。
※原文ルビはカタカナ。平かなルビは翻刻者が施す。
送りがない「コト」はそのまゝの表記とした。
※原文の振り仮名又は送り仮名に適宜濁点を施した。
※原文の要旨は引例と区別してゴシック体で表した。
※「一」内小書きは翻刻者注記。「一」は丁付を示す。

子監は後代、成均監と称した。○竊第一うべだけ進士となりの意か。作者は紹興二四年(一五四)26歳で進士第一となる。○一星終―12年。○恣閱古書―浪人の期間か。あるいは守秘書少監となつたことを指すか。○二禮―礼記(らいき)・大戴(だいたい)礼記。○丘明・高赤―左丘明・公羊高・穀梁赤。○簡牘―竹簡と木簡。書札。文書。○宗工鉅儒、濟濟盈庭―文章道の大家・儒宗が綺羅星のごとく宮廷(きやうてい)文苑に溢れるさま。○乾道庚寅―南宋・孝宗の年号。乾道六年(一一七〇)、陳騷42歳。○既望―16日。○天台―天台県。陳騷の故郷臨海と同じく浙江省に属する。なお「南宋書」所載の陳騷の伝を挙げる。部分的に読めない所もあるが、仮りに句読を施し、人物に傍線を付した。

陳騷ハ字叔進、臨海ノ人ナリ。紹興中、試ニ春官第一タリ。秦檜當リ國ニ以テ秦墳一居ラム。其ノ上ニ累官、秘書少監トナル。太子尹タリ。臨安ニ驛儲宮下親ヲ細務シ、不レ得レ専ニスルヲ學。非ザレバ所ニ以ニ毓ニ德ニ太子ヲ、瞿然トシテ亟カニ辭ス。兼ネタリニ崇政殿説書ヲ一。上欲シテ下采リテ宋晉以下ノ理亂大端ヲ、約メテ爲サント中一書ト、謂ヒテ驛ニ曰ク「惟卿與ニ周必大一可シレ任ニ此ノ事ニ」。言ハ者忌メドモ而攻メ之ヲ與クム。一祠。光宗受禪、召試ニ吏部侍郎トス。紹興二年春雪、雷驛疏シテ言「宮闈之分不バ嚴フ、則ニ權柄移ラ。内譖ヲ之漸ク不バ杜ザル、是ハ明斷息マシ謀ラバ三臺ニ諫ニ於當路ニ、則ニ私黨植エ。咨バ三將ニ帥ヲ於近習ニ、則ニ賄賂行ハシ。不レバ求メ識論ヲ、則ニ過失彰ハシ。不レバ諱マシ舊章ヲ、則ニ取舎錯クシ宴飲不レバ時ヲ、則ニ精神昏レ。賜予無ケバ節、則ニ財用竭クシト」。皆切リニ時病ニ。寧宗即位、知樞密院事タリ。趙汝愚爲ルニ右相。驛素リ所レバ不レ快シトモダニ嘗同シテ語レ、汝愚擬ズレ除シテ劉光祖ヲ侍御史ニ。驛奏シテ曰ク「劉光祖ハ舊ト臣有レ隙、光祖入リテ臺、臣請避ケテ之ヲ」。汝愚愕キテ而止ム。時汝愚年論ニ韓侂胄ニルヲ一爲ラトニ國患ト、不レ報ケルヲ於テ是ニ龜年・侂胄俱ニ請フ。祠。驛曰ハク「以テ閤門ニ去ルニ經延ヲ、何ニ以テ示サント天下ニ」。龜年竟ニ外輔タリ。侂胄ハ人曰ハク「彭侍郎不ルハ貪ヲニ好官ヲ、固也。元樞モ亦欲スレ爲ラントニ好人一耶」遂ニ與郡ヲ。尋テ告レ老ヲ。卒シテ、諡セラルニ文簡ト。「南宋書」卷41 列傳33

○春官―礼部の別称。○秦檜―宰相。○秦墳―秦檜の孫。○儲官―儲君。皇太子承相。○崇政殿説書―侍講。○上―孝宗。○大端―大綱。○周必大―孝宗の左丞相。○その書「文忠集」卷17に淳熙五年(一一七八)に陳騷が中書舎人である旨の記載がある。○與―後出文例の読み方から「したがふ」と読む。○祠―祠禄官を指す。○道観などの監督に当たつた閑職という。ここでは史書の編纂をする役職と思われ、広く退

夫樂奏シテ而不^レ和^レ、樂不^レ可^レ聞^レ。文作^レ而不^レ協^レ、文不^レ可^レ誦^レ。文ノ協^レ尚^レシ矣。是^レ以^レ古人ノ文、發^レシテ於^レ自然^ニ、其ノ協^レ也亦自然^ニ。後世ノ文、出^レ於有^レ意、其ノ協^レ也亦有^レ意。書^{（書經・虞書「大禹謨」）}二曰、任^レテ賢^ニ勿^レ貳^ニ心ス^一。「心は送り仮名」、去^レテ邪^ニ勿^レ疑^ニ。疑^ニ謀^ニ勿^レ成^ニス^一。百志惟^レ熙^ニ。易^{（周易・雜卦伝）}二曰、乾^ハ剛坤^ハ柔、比^レ樂、師^ハ憂、臨[・]觀^ノ之義、或與^レ或求^ニ禮^ニ記^{（礼記・礼運）}二曰、玄酒^ハ在^レ室^ニ、醴醕^ハ在^レ戸^ニ、桑醕^ハ在^レ堂^ニ、澄酒^ハ在^レ下^ニ。陳^ニ其犧牲^一、備^ニ其鼎俎^一、列^ニ其琴瑟^一、管磬鐘鼓^{アリテ}、修^ニ其祝嘏^一、以降^ニ上^ニ神與^ニ其先祖^一、以正^ニ君臣^一、以篤^ニ父子^一、以睦^ニ兄弟^一、以齊^ニ上下^一。夫婦有^レ所、是^レ謂^レ承^ト天^ノ三^ニ之祐^一。若^ニ此等ノ語^一、自然^ニ協^ニ也。書^{（書經・洪範）}二曰、無^レ偏無^レ黨、王道蕩蕩、無^レ黨無^レ偏。王道平^ニ。詩^{（詩經・大雅・蕩之什「蕩」）}二曰、不^レ明^ニ三^ニ爾^ノ徳^一、時^ニ無^レ背^ニ無^レ側^一。爾^ノ徳^ハ不^レ明^ニ、以^レ無^レ陪^ニ無^レ卿^一。二^ノ者皆倒^ニス^一上^ニ句^一。又^レ協^ノ之一^ニ體^一。楊雄^ガ法言^{（楊子法言・孝至）}中^ニ、堯舜^ノ之道皇^{タリ}兮、夏殷^{周ノ}之道將^{タリ}兮、而以^レ延^ニ其光^一。兮^一。讀^レ之^ニ、雖^レ協^ニ、而典誥^ノ之氣索然^{タリ}矣。

○百志惟熙—かく努めれば、もうもろの志慮はここに展開していく。○乾剛坤柔、…「乾の卦は純陽にして剛なり、坤の卦は純陰にして柔なり。比の卦は上に居て、衆を得るが故に悦樂し、師の卦は危に乘じて、勝を求むる故に憂懼す。臨の卦は上より下に臨み、觀の卦は下より上を觀る。其の義に於ては、或は之れを比に與へ、或は之れを彼れに求む。蓋或はと云へるは、未だ一定せざるの辞なり。」（林英吉『易經・書經講義』興文社 大29・27）○玄酒—水。神を祀るのに、家の一番奥の北側には水を供える。○醴醕—ともに薄い濁り酒。これは戸口に置く。○桑醕—清酒。○鼎俎—生け贄を調理する鼎とまな板。○祝嘏—祝詞。○典誥—書經「堯典」「湯誥」。○索然—消え去るさま。

且事^ハ以^レ簡^ニ爲^レ上^一、言^ハ以^レ簡^ニ爲^レ當^レレト。言^ハ以^レ載^ニ事^一、文^ハ以^レ著^ニレ言^一。則^ニ文^ニ貴^ニ其^ノ簡^一也。文^ハ簡^ニシテ而^レ理^周ナルハ、斯^レ得^ニ其^ノ簡^一也。讀^レ

之^ニ疑^ニハ有^レカト^一闕^ニ焉^一、非^レ簡^ニ也、疎也。春秋^ニ書^ニ曰、隕^ニ石^一于^レ宋^ニ一五^ツ。公羊^傳二曰、聞^ニ其^ノ碩然^一タル^ニ一視^レ之^ニ、則^ニ石^{ナリ}、察^レ之^ニ、則^ニ五^ツ。公羊^ノ之義、經^ニ以^ニ五^ツ字^一盡^レ之^ニ、是^レ簡^ノ之難^キ者也。劉向^載テ二泄治^一之^ニ言^一曰、「（説苑）君道 夫上^ノ之化スル^ニ下^ニ、（三才）二風^ノ靡^スガ^一草^一。東風^ハ則^ニ草^ノ靡^ニ而西^ニ、西風^ハ則^ニ草^ノ靡^ニ而東^ニ。在^ニ二風^ノ所^一、由^ニ而草^ノ爲^ニ之^一ガ靡^ニ。此用^ニ三十有^ニ二言^一、而意^ハ方^ニ顯^ニル^一。及^テ觀^ニ下^ニ論語^{（顔淵）}二曰^一中^ニ君子^ノ之徳ハ風^ノ、小人^ノ之徳ハ草^ノ、草上^レレバ^ニ之^ノ風^一、一^ニ必^ニ偃^ニ上^一。此滅スル^ニ泄治^一之^ニ言^一、半^ニシテ而意^ハ亦顯^ニル^一。又^レ觀^ニ三^ニ書^一曰^一二（書經）周書「君陳」爾^ハ惟^レ風下民^ハ惟^レ草^一、此復滅^ニシテ論語^ニ九^ニ言^一、而意^ハ愈^ニ顯^ニル^一。吾故^ニ曰^一是^レ簡^ノ之難^キ者也。書^ニ曰^一、「（書經）商書「仲虺之誥」能^ニ自^ニ得^ニ師^一者王^{タリ}。謂^ニ三^ニ人^一莫^ニ二己^一若^ク一者亡^ニ。劉向^載テ二楚^ノ莊王^ノ之^ニ言^一曰、「（説苑）君道 其^ノ君^ハ賢^ニ者也、而又有^レ師^者王^{タリ}。其^ノ君^ハ下^ニ君^也、而羣臣^ハ又^レ莫^ニ若^ク一者亡^ニ。語意煩簡殊^ニ迴^一。不^レ如^レ是^レ何^ニ以^レ別^ニシ^ニ經傳^ノ之^ニ文^一。

○碩然—落石の音を表す。○泄治—陳靈公の大夫、行辟言失の主君を諫め、妖言を吐く者として殺された。○其君下君—「説苑」原文では、この上に「其君中君也、而又有師者羣。」とある。

文^ノ之作^也、以^レ載^ニ事^一爲^レ難^ト、事^ノ之載^{スル}也、以^レ蓄^ニ意^一爲^レ工^ト。觀^ニ下^ニ左^ニ三^ニ才^一氏^ノ傳^ニ載^ニス^一ル^ニ、晉^ノ敗^ル、ノ^ニ于^ニ邲^一之^ニ事^一上^ニ、但^ニ云^一二（宣公十二年）中^ニ軍^ノ下^ニ軍^ノ爭^ニ舟^一、舟^ノ中^ノ之^ニ指^ニ可^一掎^ニ、則^ニ攀^ニ舟^一亂^ニ刀^一斷^ニ指^一之^ニ意^一、自^ニ蓄^ニ二^ニ其^ノ中^一。又^レ載^ニ二^ニ楚^ノ師^一寒^ニ拊^ニ勉^ニス^一ル^ノ之^ニ事^一、但^ニ云^一二（宣公十二年）三^ニ軍^ノ之^ニ士^一皆^ニ如^一ト^ニ挾^ニガ^レ續^ニ、則^ニ軍^ノ情^一愉^ニ悅^一之^ニ意^一、自^ニ蓄^ニ二^ニ其^ノ中^一。公羊^傳二載^ニ下^ニ秦^一敗^ル、于^ニ殽^一之^ニ事^一上^ニ、但^ニ云^一下^ニ（僖公三十三年）匹^ニ馬^一隻^ニ輪^一無^ニト^一反^者上^ニ、則^ニ要^ニ擊^ニ之^ニ意^一、自^ニ蓄^ニ二^ニ其^ノ中^一。若^キハ^ニ公羊^傳二載^ニ下^ニ齊^一使^三（原文

【三ノ点】人ヲ逐ヘ、卻克・臧孫ノ之事ヲ、則曰ニ「成公二年」客或ハ跛或ハ眇、齊使ト一跛者逐ニ跛者ヲ、眇者逐ニ眇者ヲ。孟子載ニ天下歸スルノ舜ニ之事ヲ、則曰ガ天下諸侯朝覲スル者不シテ之ニ堯ノ子ニ而之レ舜ニ訟獄スル者不シテ之ニ堯ノ子ニ而之レ舜ニ謳歌スル者不レ謳歌ノ子ニ而謳歌スト舜ヲ。凡此則意随テ語竭。不レ容レ致「ヲ」思ヲ。

【三丁ウ】

○拊勉―慰問し督励する。○挾纊―新しい綿を身に帯びる。○要撃―邀撃。待ち伏せして攻撃を仕掛ける。○使人逐―原文の返り点は「人をして逐へしむる」と読ませる意、以下同じ。○謳歌―人民が声を揃えて仁徳の政を讃えること。

詩書ノ之文、有下若ニシテ重複スルガ而意實ニ曲折ナル者。詩ニ曰、「詩經・鄘風・簡兮」云ニ誰ヲカ之レ思、西方ノ美人。彼美人ハ兮、西方ノ之人ナリト兮。此思レ賢ヲ之意、自曲折也。又曰、「詩經・商頌・那」自古在昔、先民有作。此考レ古ヲ之意、自曲折也。書ニ曰、「書經・周書・顧命」眇眇タル予、末小子。此謙托ノ之意、自曲折也。又曰、「書經・周書・洛誥」孺子其朋、孺子其往。上更當有「其朋」二字。其往。此告戒之意、自曲折也。

○自古在昔……往古より先祖が作してきたとおり、の意。○眇眇―ちつぽけな、の意。○孺子―子ども。周成王を指すという。○朋―私党することゝ指す。○往―行く先。「其朋」を受け、朋党を成せば、その行く先は燎原の火のごとく、政治が腐敗する意を告戒したもの。

文有ニ意相屬シテ而對偶スル者。如下「詩經・小雅・南有嘉魚之什」吉日發テ二彼ノ小狔ニ、殽スニ此ノ大兕ヲ。「詩經・大雅・蕩之什」抑々誨ヲ、爾ニ諄諄、聽ク我ヲ藐藐。故ニ謀用テ是ヲ作テ、而兵由テ此ニ起ガ。有ニ事相類シテ而對偶スル者。如下「書經・夏書・甘誓」威ニ侮シ五行ヲ、怠ニ棄ス三正ヲ。「書經・商書・仲虺之誥」佑賢ヲ輔レ德ヲ、顯ハシ忠ヲ遂ムルガ上レ良。此皆渾然トシテ而成、初ヨリ非レ有ニ意ニ媲美

ニ。凡文ノ之對偶スル者、若レ此則工ナリ矣。【四丁オ】

○小狔―雌の亥いのこ。發すは矢を發すること。○大兕―野牛の類。一角獸。犀かという。○藐藐―うわの空であること。○故謀用是作……抑のその後の要約。または異文か。○威侮五行……禹の父有扈氏鯀は、五行（ごうぎやう）を侮り輕んじ、三正を怠り棄て、勝手に正月を設けた、の意。「三正は、子・丑・寅の三正なり。北斗の劍先が此三方を、さすときを以て、正月とすれば、何れも天道に叶ふなり。」（前出『易經・書經講義』）○顯・遂―拔擢する。○嬖配―配偶。

古人ノ之文、用ニ古人ノ之言ヲ也。古人ノ之言、後世不レ能ニ盡ク識。一非バ得ニ訓切ヲ、殆不レ可讀。如下登ニ崤險ニ一步九嘆スルガ。既シテ而強ニ學ビ焉、搜ニ摘シテ古語ヲ一撰ニ敍ス今事ヲ。殆如昔人ノ所謂大家ノ婢學ニ夫人ヲ。舉止羞澁、終ニ不レ似眞ニ也。今取ル下ニ當時ニ爲シテ常語ト、而後人視テ爲ル中艱苦ノ之文ト。如下周禮曰、「周礼・天官冢宰」犬赤股シテ而躁ハ躁、鳥儼色ニシテ而沙鳴スルハ狸、豕盲眊ニシテ而交睫ナルハ腥、馬黑脊ニシテ而般臂ナルハ蠅。詩曰、「詩經・國風・秦風」游環脇驅、陰韜縶。又曰、「詩經・大雅・蕩之什」韓奕鈎膺鏤錫、鞞鞞淺幟。莊子曰「宋牼」、乃始鬻卷。倉囊シテ而亂ニ天下ニ也。荀子曰「荀子・議兵」、按ニ角鹿墮（墮）作「墮」丁果反―頭注・隴種・東籠シテ而退ク耳ノ。詩禮ノ之義、先儒ノ注解備ニ見。若キニ莊子言「鬻卷ハ不ニ中舒ヲ」之貌、倉囊ハ搶攘一也。荀子所レ言皆兵權【四丁ウ】敗披靡ノ之貌也。

○訓切―反切。○崤險―峻險。○羞澁―はじらいためらう。○犬赤股……犬の股に毛が無く、うるさく走り回るものの肉は腥い。○鳥儼色……鳥の翼の色が褪せ、頼りない啼き声のものの肉は腐った臭いがする。○豕盲眊……豚の目が悪く、睫毛が覆っているものの肉は腥い。○馬黑脊……馬の背が黒く、前脛の毛に模様のあまるものは臭くて食べられない。○游環脇驅……脇は原典「脅」。行列の馬の軛（むなが）の環、軛（むな）の環には鍍金を施して連なる。○鈎膺鏤錫……馬の腹帯と錫（おもう）に金をちりばめ、車の軾（しやく）を毛の短い虎の皮で覆っている。○鬻卷鬻囊―後記の注解によれば、落着かず、騷擾する意。○按―原典「案」。○墮―原典「墮」。○鹿墮―垂下の貌という。上の「鹿」は衍字という。○隴種―凋萎の貌という。○東籠―沾濕の貌という。○披靡―壊走。仁人の軍に当たると敵はたちまちに敗走する意。

大抵文士ノ題ニ命篇章ニ悉ク有レ所本ク。自孔子爲書作序
孔子書序總テ爲一篇。孔安國各分テ繫之ヲ篇首ニ。文遂有レ序。自
孔子爲易ノ說卦ヲ、文遂有レ說。柳宗元天說ノ類。自有テ曾子問
哀公問ノ類。文遂有レ問。屈原天問ノ類。自有テ考工記・學記ノ之
類。文遂有レ記。自有テ經解・王言解ノ之類。一王言解見家語。文遂
有レ解。韓愈ガ進學解ノ之類。自有テ辯政・辯物ノ之類。二辯見家語。文遂
有レ辯。宋玉ガ九辯ノ之類。自有テ樂論・禮論ノ之類。二論見荀子。文遂
有レ論。賈誼ガ過秦論ノ之類。自有テ大傳・閒傳ノ之類。二傳見禮記。文
遂有テ五才傳。

○孔子爲書作序―古文尚書序(百篇序)は偽書とされる。○孔安國―前漢の人で孔子
の裔孫という。古文尚書の注釈を書いた。○説卦・易經の説卦伝。○曾子問・哀公問
―礼記の篇名。○天問―楚辭の卷名。○考工記・周礼の篇名。○學記―礼記の篇
名。○經解―礼記の篇名。○王言解―孔子家語の卷名。家語は魏・王肅の偽書とい
う。○辯政・辯物―孔子家語の卷名。○九辯―楚辭の卷名。○樂論・禮論―荀子の
篇名。○大傳・閒傳―礼記の篇名。

乙 凡六條

文有テ助辭、二禮之有レ儀、樂之有レ相也。禮無レ儀、則不レ行ハレ、樂
無レ相、則不レ諧。文無レ助、則不レ順。唐有テ杜溫夫ト云者、爲ルニ文ヲ不
識ニ助辭ヲ疑レ之ノ辭、如ニ耶乎之類、決レ之ノ辭、如ニ耳矣之類、皆ニ
用レ之。柳宗元〔復杜溫夫書〕所以深言其病ヲ、可レ不知哉。檀弓〔礼記・檀
弓上〕二曰、勿マツ、二之ヲ有レ悔フルヲ焉耳矣。孟子〔孟子・梁惠王上〕二曰、寡人盡
ス心ヲ焉耳矣。檀弓〔礼記・檀弓下〕二曰、我弔ナランヤ也與哉。左氏傳〔襄公二十五年〕
二曰、獨吾ガ君ナランヤ也乎哉。凡此一句ニシテ而三字連レ助。不レ嫌ニ其多ヲ

也。左氏傳〔昭公二年〕二曰、其有ニ以知レ之ヲ矣。又曰〔昭公元年〕、其無乃是
ナランヤ也乎。此二ノ者六字ノ成句ニシテ、而四字ヲ爲「五丁」レ助、亦不レ嫌ニ其
多ヲ也。檀弓〔礼記・檀弓上〕二曰、南宮縚ガ之妻之姑ノ之喪、樂記〔礼記・樂記〕ニ
曰、不レ知ニ手ノ之舞、之ヲ足ノ之蹈「レ」之ヲ也。凡此不レ嫌ニ用「レ」之ノ字
ヲ爲「上」多ト。禮記三曰、言ハ、則大ナリ矣、美ナリ矣、盛ナリ矣。此不レ嫌ニ用
「二」矣ノ字ヲ爲「上」多ト。檀弓〔礼記・檀弓下〕二曰、美哉奧焉、論語〔論語・顔淵〕
二曰、富哉言乎。凡此四字ノ成句ニシテ而助辭半スレ之。不レ嫌ニ如「レ」是文不
レ健ナラ也。司馬長卿對神ノ文〔史記・司馬相如列伝〕二曰、遐哉邈乎、此雖レ知ニ
助辭「レ」而遐邈同ス義ヲ。又失セリ矣。左氏〔襄公二十九年〕二曰、美哉決決乎トシテ
大風ナル也哉。表「レ」東海ニ者、其「レ」太公カ乎。國「レ」可量也。此文毎二句ノ
終「レ」用「レ」助。讀レ之ヲ殊ニ無「レ」齟齬艱辛ノ之態。左氏傳〔昭公五年〕二曰、以テ
三軍「レ」一軍ス「レ」其前ニ。欲セバ「レ」見サント「レ」下ノ軍字有「レ」陳列之意、則「レ」用ニ
其字「レ」爲「有」力。公羊傳〔宣公六年〕二曰、入ニ其大門ニ、則無ニ人ノ門
ル〔「五丁」〕焉者「レ」欲「レ」見「レ」下ノ門字有「レ」守禦之意、則「レ」用ニ焉者字「レ」
爲「有」力。

倒言ニシテ而不レ失セニ其言「レ」者、言ノ之妙也。倒文ニシテ而不レ失セニ其文「レ」
者、文ノ之妙也。文有テ倒語ノ之法、知者罕レナリ矣。春秋〔襄公二十五年〕書シテ
曰、吳子遏伐レ楚、門シテ于巢ニ。卒。公羊傳二曰、門シテ于巢ニ。卒ストハ者
何ノ。入リテ二門ニ乎巢ニ。而卒スル也。然夫子先言テ「レ」門後三言「レ」于巢ト者、
於「レ」文雖「レ」倒スト而寓意深シ矣。〔公羊伝注〕何休曰、吳子欲スレ伐「レ」楚。過「レ」巢
ニ不レ假塗ヲ。卒暴入ニ巢門ニ。門者以爲欲スト「レ」犯サント巢ヲ。而射殺スレ之ヲ。故
與「レ」巢得ニ「レ」殺「レ」之ヲ、若「レ」下只爲ニ自死「レ」一文上、所「レ」以彊メシムルニ守禦「レ」也。

○仲山甫―魯・獻公の子。樊侯（はんこう）。周・宣王に仕え、周中興の臣といわれた。○雲・夢―大沢（だいたく）の名。

字ニ有ニ偏旁^{ひんぱう}。故ニ文有下取^{したとりの}ニ偏旁^{ひんぱう}。以成^{いせい}上レ句^{こう}。字ニ有ニ音韻^{おんいん}。故ニ文有下取^{したとりの}ニ音韻^{おんいん}。以成^{いせい}上レ句^{こう}。皆所^{みな}以明^{あきら}ス^マニ其義^{そのぎ}也。周禮^{しうれい}（周礼・小司徒職）ニ曰、五人ヲ爲^{なす}伍^ごト。中庸^{ちゆうちゆう}（中庸・第二十五章）曰、誠^{せい}ハ者自成^{みづか}ス也。孟子^{まうし}（孟子・尽心章句下・四）ニ曰、征^{せい}ノ之爲^{ため}言正^{げんせい}也。莊子^{さうじ}（莊子・齊物論）ニ曰、庸^{よう}トハ也者用^{よう}也。檀弓^{だんきゆう}（礼記・檀弓）ニ曰、夫^そレ祖^そハ者且^や也。祭統^{さいとう}（礼記・祭統）ニ曰、銘^{めい}ハ者自名^{みづか}ル也。表記^{ひょうぎ}（礼記・表記）ニ曰、仁^{じん}ハ者人^{ひと}也。凡^{おおよそ}此皆取^とニ偏旁^{ひんぱう}一^{ひと}者也。鄉飲酒義^{きやういんしゆぎ}（礼記・鄉飲酒義）ニ曰、秋^{しゅう}ノ之爲^{ため}レ言愁^{げんしゆう}也。又曰、冬^{ふゆ}ハ者中^{ちゆうちゆう}也。易^{えき}（周易・噬嗑卦）ニ曰、嗑^かハ者合^が也。樂記^{がくぎ}（礼記・樂記）ニ曰、樂^{がく}者樂^{がく}也。孟子^{まうし}（孟子・滕文公章句上・四）ニ曰、校^{がう}ハ者教^{がう}也。楊子^{やうし}（楊子法言・問道）ニ曰、禮^{れい}以體^{たい}レ之^{これ}。毛亨^{まうきやう}（毛亨・詩經傳）凡^{おおよそ}此皆取^とニ音韻^{おんいん}一^{ひと}者也。

夫文ニ有病辭、有疑辭。病辭ハ者讀ニ其辭ヲ一則病アリ。究ムル
 その意ヲ一則安シ。如キ曲禮（礼記・曲礼上）ニ曰、猩猩能言、（ヘドモ）不離禽獸一。
 繫辭（易經・繫辭上）ニ曰、潤之ヲ以スルガ風雨ヲ、蓋禽ノ字於ニ猩猩ニ爲病
 ト、潤ノ字於テ風ニ爲病ト也。説者曰、凡可擒ニス者皆謂ニ之ヲ禽ト。大宗伯
 （周礼・春官宗伯）ニ以禽ヲ作ニ六摯一。而羔ニ其仲ニ。凡物氣和ル則潤ニ生ズ。言

○六摯——六種の贄(牲)。○羔——子羊。○穠——花木が盛んに茂る貌。
○平王之孫——王の孫の姫君。齊侯之子の若君との婚姻を歌った語。

辭^じ以^{もつて}意^い爲^な主^{しゅ}。故^{ゆゑ}辭^じ有^{あり}緩^{ゆる}有^{あり}急^{いそ}、有^{あり}輕^{けい}有^{あり}重^{じゆう}。皆^{みな}生^{しやう}乎^{こゝ}意^い也^{なり}。

〔春秋左氏伝・襄公十九年〕韓宣子^{かんせんし}曰^{いはく}、吾^{われ}淺^{あさ}三^{さん}之^し爲^{ため}二^に丈夫^{ちやうふ}一^{ひと}也^{なり}。則^{すなはち}其^{その}辭^じ緩^{ゆる}。

〔春秋左氏伝・文公三年〕狼^{ろう}蹕^{おきて}於^{こゝに}是^{こゝに}乎^{こゝに}君^{きみ}子^しナリ。則^{すなはち}其^{その}辭^じ輕^{けい}。

〔論語・公治長〕子^し謂^{いはく}、

急^{いそ}。〔春秋左氏伝・文公三年〕狼^{ろう}蹕^{おきて}於^{こゝに}是^{こゝに}乎^{こゝに}君^{きみ}子^しナリ。則^{すなはち}其^{その}辭^じ輕^{けい}。

ハク二子^{しせんくんに}賤^{けん}一^{ひと}、君子^{くんし}ナル哉^{かなかく}若^{ごと}人^{ひと}。則^{すなはち}其^{その}辭^じ重^{じゆう}。

○韓宣子「范宣子の誤り。土句(しかい)。韓宣子は韓起。丈夫たること淺きかな。」之を力ナと訓み、倒句とする。「之爲」の句法として注目する文法書もある。○公孫衍・張儀「戰國時代の縦横家。○若人」「若此人」の意という。子賤不齊(ふくせい)は孔子より三十歳年下だったが、若者・弟子の意ではないらしい。

ぶんじ有り 雖レ成ルト一家ニ、而有ト已ニ經レ雕斲ヲ與中其否者上。且ツ
文下 雖レ成ルト一家ニ、而有ト已ニ經レ雕斲ヲ與中其否者上。且ツ
左氏傳前載テ辛伯ガ諫ヲ一日（桓公十八年）、並レ后ニ匹匹嫡ニ兩シレ政ヲ耦
フ國ニ後ニ載テ狐突ガ諫ヲ一日（閔公二年）、昔辛伯諗ケテ周桓公ニ云、内寵
並レ后ニ外寵ニシレ政ヲ嬖子配シレ適ニ大都耦ト國ニ則知前載ニ
雕斲シテ、而後載否ラズ。内傳（襄公二十二年）ニ曰、所謂生レ死スルヲ而肉ツク
クル骨ニ也。外傳（國語・異語）ニ曰、繫起シテ死人ヲ一而肉ツクル白骨ニ也。則知
内傳ハ雕斲シテ而外傳ハ否矣。【八丁】

○耦ふ―並ぶ。主君に並ぶような僭越な振る舞いをする。 ○内寵―嬖妾。 ○外寵―嬖

臣。○嬖子—姜腹の子。○適—嫡子。○生死而肉骨—再造の恩。○外傳—春秋左氏伝を春秋内伝、国語を春秋外伝とも呼ぶ。『漢書』の称呼。○繫—繫（えい）は「れ」（伊、「ああ」の意で用いる。

丙 凡四條

易ノ有ル象、以盡シ其意ヲ、詩ノ有ル比、以達ス其情ヲ。文ヲ之作也、可シテ無レ喻乎。博ク采ニ經傳ヲ、約シテ而論ニ之ヲ、取レ喻之ヲ、大槩有レ十。略條ス于後ニ。

一、二日、直喩。或ハ言レ猶ト、或ハ言レ若ト、或ハ言レ如ト、或ハ言レ似ト。灼然トシテ見ル。孟子（孟子・梁惠王章句）二日、縁テ木ニ而求ガレ魚ヲ也。書（書經・五子之歌）二日、若 朽索ノ之馭スルガ 六馬ヲ。論語（論語・為政）二日、譬ハバ如 北辰。莊子（莊子・内篇・大宗師）二日、凄然トシテ似タリ。秋。此ノ類是也。

○朽索—政事を行うに当たつては、戦々兢兢として臨むべきことを譬える。○如北辰—「政を為すに徳を以てせば、譬へば北辰其の所に居て、衆星之に共む」かぶが如し。○凄然—悲愁・寂寥の様子。○似秋—秋の「とし」とも訓む。

二、二日、隱喩。其ノ文雖晦シト、義ハ則可レ尋。禮記（礼記・坊記）二日、諸侯不 二下漁セ 色ヲ。國君内取ルニ國中ニ。象テ捕レ魚然（予所 闕古本禮記注作捕魚然。一頭注）中レ網取レ之ヲ。是無レ所レ擇。國語（國語七）二日、没フルマデ 平公 一軍無 二稅政 一。稅ハ穀ノ之不レ成者。以喩ハ之。政

又曰、（晉語一）雖 二蝸蟻 一焉、避レ之。蝸ハ木蟲、蟻從レ中起。如 二蝸食ガ 一木ヲ。木不レ能レ避 也。左氏傳（哀公十一年）二日、是參レ吳 也。夫。若 三 人養ガ 二犧牲 一。公羊傳（宣公五年）二日、其 諸 爲 二其 雙雙 一ニテ而俱ニ至ルヲ 一者與。言齊ノ高固及子叔姬來ル。其 雙レ行キ四レ至ル似 獸。山海經有 獸。名 二雙雙 一。此ノ類是也。

○不下漁色—諸侯は同国の卿大夫士の子女を娶らない。○稅政—惡政。○參—畜

・養。犧牲を養い育てる。○子叔姬—子は既婚を表すという。三、二日、類喩。取テ 二其 一類 一ヲ、以レ次ヲ喩フ之ヲ。書（書經・周書・洪範）二日、王ノ省、惟レ歲 卿士 惟月、師尹 惟日。歲月日 一類也。賈誼新書（賈誼新書・階級）二日、天子ハ如 堂 羣臣ハ如 陛、衆庶ハ如 地。堂陛地 一類也。此ノ類是也。

○師尹—百官の長。

四、二日、詰喩。雖 爲 二喩文 一、似タリ成 二詰難 一。論語（論語・季氏）二日、虎兇出 二於 九一 一。柙ヨリ 一、龜玉毀レバ 二於 櫝中 一。是誰ガ之過ソヤ歟。左氏傳（昭公元年）二日、ク、人ノ有 二牆 一以蔽 二惡 一也。牆ノ之隙壞ル、誰ガ之咎ソヤ也。此ノ類是也。

○柙—檻。○牆—垣根。○惡—見苦しいもの。

五、二日、對喩。先比シ後 二證 一。上下相符。莊子（莊子・内篇・大宗師）二日、魚相忘 二江湖 一。人相 二忘 二道術 一。荀子（荀子・大略）二日、流丸止マリ 二於 甌與（與作吏 一頭注） 二、流言止 二於 智者 一。此ノ類是也。

○魚相忘—魚は広い江湖で水を忘れて泳ぎ、人は万物斉同の道理を意識せずに生きている。○甌與—地の凹み。

六、二日、博喩。取テ以爲 二喩 一。不 二ニシテ 一而足。書二日（書經・說命） 若 二金ナラ 一用テ 二汝ヲ作 一。礪ト。若 二濟ラバ 一巨川ヲ 一用テ 二汝ヲ作 一。舟楫ト。若 二歲大 一旱セバ 二用テ 二汝ヲ作 一。霖雨ト。荀子（荀子・勸學）二日、以 二指 一測ガレ河ヲ也。二以 二戈ヲ 一春 二黍 一也。二以 二錐 一殮スルガ 二壺 一也。此ノ類是也。

七、二日、簡喩。其ノ文雖 二略 一ナリト、其ノ意 二甚 一明ナリ。左氏傳（襄公二十四年）二日、名ハ徳ノ之 二九一 一與也。楊子（楊子法言・修身）二日、仁ハ宅也。此ノ類是也。

八三日、詳諭。下假多辭。然後義顯。上荀子。荀子・致仕。二曰、夫耀ス蟬者、務在下。其明ニシ乎火ヲ。振ニ其樹上而已。火不レレ明ナラ、雖レ振ト其樹ヲ。無益也。今人主有三能明ニスル。一、其德ヲ。則天下歸スル。二、若三蟬ノ之歸スルガ。二明火ニ也。此ノ類是也。

○耀蟬―明かりに蟬を集める。

九三日、引諭。援ニ取シテ前言ヲ。以證ス其事ヲ。左氏傳「文公七年」二曰、諺所謂底フテ焉而縱マニ尋フル斧ヲ焉者也。禮記「禮記・學記」二曰、蛾子時々術スト之ヲ。其此ノ之謂乎。此ノ類是也。

○蛾子―蛾は蟻の意の時「ギ」と読む。

十二日、虚諭。既ニ不レ指物ヲ、亦不レ指事ヲ。論語「論語・鄉党」二曰、其言似ニ不足者ニ。老子「老子」二曰、鷹トシテ「鷹」一作「漂」頭注。今似タリ無レ所止。此ノ類是也。〔下二〕

○鷹―風の吹く音の形容。○漂―水に漂う貌。高く翻る貌。

凡伯刺厲之詩「下記「板」の詩を指す。」ニ而曰「先民有言ヘル」板「詩經・大雅・生民之什」「板」ノ三章二曰、先民有言。詢ト于蓍蕢ニ。鄭康成ガ云、此のいじへ賢者有言也。吉甫美宣之詩「下記「蒸民」の詩を指す。」ニ而曰「二人亦有言ヘル」蒸民「詩經・大雅・蕢之什」「蒸民」ノ五章二曰、二人亦有言。柔カナル則茹レ之。剛キ則吐ク之。此亦謂「前人有言如ナル」此。胤侯ノ之征「書經・夏書・胤征」ノ乃舉ニ政典ヲ。政典二曰「先」時三者殺シテ無赦ス。不レ及レ時三者殺シテ無赦ス。孔安國ガ云、政典ハ夏后爲レ政ノ之典籍。盤庚ノ之告「書經・商書・盤庚上」、亦載ニ遲任ヲ。遲任有言ヘル曰、人惟レ求レ舊ヲ。器非レ求レ

舊ヲ。惟新ヲ。孔安國ガ云、遲任ハ古ノ賢人。或ハ稱シ古人ノ言ト。秦「秦作泰」頭注。誓「書經・周書・秦誓」下二曰、古人有言曰、撫我。則后ヲリ、虐スル我。則讐ナリ。此ノ類是也。或ハ稱シ我レ聞ク曰「康誥」書經・周書・康誥二曰、我聞ク曰、怨不レ在。大ニ亦不レ在。小ニ此ノ類是也。是皆有レ所ニ援引スル也。詩書ヨリ而「下二」降テ、傳記籍籍、援引ノ之言、不レ可ニ具ニ載ニ。且左氏采テ諸國ノ之事ヲ、以爲ニ經傳ヲ。戴氏集テ諸儒ノ之篇ヲ、以成スニ禮志ヲ。援ニ引シテ詩書ヲ、莫不レ有レ法。推シテ而論ズル之ヲ、蓋有ニ二端。一ハ以斷ジニ行事ヲ、二ハ以テ證スニ立言ヲ。二ノ者又各分ニ三體ヲ。略條スニ于後ニ。

○吉甫―尹吉甫 ○禮志―戴德・戴聖の『大戴禮記』を指すか。

左氏傳「宣公二年」二載詩「逸詩」二曰、自詒スト伊ノ感ヲ。其子臧ガ之謂ナリ矣。此獨引テ詩ヲ以斷スレ之ヲ、是一體也。此ノ體多シ矣。

左氏傳「文公三年」二載詩「詩經・國風・召南・鵲巢」二曰、于以采爾芣苢、于以沼之。于以用之。公侯之事。秦穆有リ焉、夙夜匪解タルミ、以事ニ一人ニ。孟明有リ焉、詒シテ厥孫謀ヲ、以燕ニ翼ス子ヲ。子桑有リト焉。此各引テ詩ヲ以合テ斷スレ之。是二體也。表記「禮記・表記」二載詩「詩經・大雅・文王之什」「旱麓」二曰、莫莫タル葛藟、施ヘリ于條枚ニ。豈「下二」弟ノ君子、求レ福ヲ不レ回ナラ。其舜・禹・文王・周公ノ之謂與。此又一詩總斷ノ之體也。

○條枚―細い枝と幹。

國語「國語・周語下」二載詩「詩經・大雅・生民之什」既醉二曰、其類維何。室家ノ之。壺。君子萬年、永錫フ二祚胤ヲ。類トハ也者不レ忝カシメ。前哲ヲ一之謂也。壺トハ也者、廣ニ裕スル民人ヲ一之謂也。萬年トハ也者、令聞不レ忘レ之謂

也。祚胤ト也者、子孫蕃育ノ之謂也。單子朝夕不忘成スヲ王之徳ヲ可レ謂レ不ト忝シメ前哲ヲ一矣。膺ニ保シテ明德ヲ以佐ニ王室ヲ。可レ謂ニ廣ニ裕スト民人ヲ一矣。若能類シテニ善物ヲ以混ニ厚スル民人ヲ者、必有ニ章譽蕃育ノ之祚、則單子必當ラシ之ニ矣。此既ニ引ニ詩ノ文ヲ、又釋シテ其義ヲ以斷スレ之ヲ。是三體也。〔十二丁〕

○壺—宮中の通路。奥。「壺」とは別字。

大學「大學」ニ載、康誥ニ曰、克明ニス徳ヲ。太甲ニ曰、顧ミニ諷クス天ノ之明命ヲ。帝典ニ曰、克明ニス峻徳ヲ。〔大學〕湯之盤ノ銘曰、苟ニ日ニ新シ日ニ新シ又日ニ新セン。康誥ニ曰、作スニ新民ヲ。詩ニ曰、周雖ニ舊邦ト、其ノ命維新ナリ。是故君子無レ所不レ用ニ其極ヲ。此則采ニ總テ羣言ヲ、以盡ニ其義ヲ。是一體也。

緇衣「禮記・緇衣」ニ曰、好レ賢ヲ如ニ緇衣、一惡ム一惡ヲ如ニ巷伯、一則爵不レ瀆レ而民作レ愿。刑不シテ試チ而民咸服。大雅ニ曰、儀ニ刑スレバ文王ニ、萬邦作ス。此則言終テ引レ證ヲ。是二體也。孝經ノ諸篇悉用ニ此體ヲ。左氏傳「宣公十五年」ニ曰、周書ニ所謂、庸レ庸フベキヲ、祇ムベキヲ者、謂ニ此物ヲ一也夫。又曰、「成公元年」太誓ニ所謂、商ノ兆民離ナレ、周ノ十人同ト者、衆ナレバ也。此乃斷ニ〔十二丁〕析シテ本文ヲ一以成スニ其言ヲ。是三體也。

○一人—天子。 ○燕翼—子孫の計を立てる。

夫取テ詩ヲ即云詩ト、取テ書ヲ即云書ト、蓋常體也。觀下以ニ康誥ヲ爲ニ先王ノ之令ト。國語「國語・周語中」ニ稱ク先王ノ之令ニ曰、天道賞シテ善ヲ而罰スレ淫。故ニ凡我ガ造國、無レ從ニ非彝。此成湯ノ誥文。以ニ周書ヲ一爲ニ西方ノ

之書ト。國語ニ稱ス、西方ノ之書、蓋逸周書ナリ。韋昭ガ云、詩ニ言西方之人兮、則西方爲レ周也。以ニ咸有一徳「書經・商書・咸有一徳」ヲ一爲ニ尹告ト。禮記ニ稱ス、尹告ニ曰、惟尹ガ躬暨ビ湯、咸ク有ニ一徳。康成ガ云、尹告ハ伊尹之語。以ニ大禹謨「書經・虞書・大禹謨」ヲ一爲ニ道經ト。荀子「荀子・解蔽」ニ稱ク道經曰、人心

惟危、道心惟微。楊倞ガ云、此在ニ虞書ニ、曰、道經ト一者言ニ有道之經ト一也。不シテ曰、仲虺之語「書經・商書・仲虺之語」ト、而曰、仲虺之志ト、左氏傳ニ曰、仲虺之志云、亂ニ丁乙者取レ之ヲ亡者侮レ之ヲ。不レ曰、五子之歌「書經・夏書・五子之歌」ト、而曰、夏ヲ訓有レ之。左氏傳「襄公四年」ニ曰、夏ヲ訓有レ之有窮ノ后羿、直チニ言ニ鄭ノ詩・曹ノ詩ト。國語ニ稱、鄭ノ詩「詩經・鄭風・將仲子」ニ曰、仲子可レ懷也。又稱、曹ノ詩「詩經・國風・曹風・候人」ニ曰、彼其ノ之字、不遂ニ其媾ヲ。止稱シニ約ニ曰、武曰ト。左氏傳「宣公十一年」ニ約ニ曰、於鑠ナル王ノ師。武曰、無競ト惟烈。或ハ稱シニ芮良夫ト。左氏傳「文公元年」ニ曰、周ノ芮良夫ガ之詩ニ曰、大風有レ隧。貪人敗レ類。或ハ稱シニ周文公ト。國語「國語・周語上」ニ周文公之頌「詩經・周頌・清廟之什」時邁ニ曰、載チ載「國語取作輯」頭注ニ干戈ヲ、載藥ニ弓矢ヲ。指シテ

二那ノ頌ノ卒章ヲ一爲ニ亂辭ト。國語「國語・魯語下」ニ曰、其戰ノ之亂曰、自古在昔、先民有レ作ス。韋昭ガ云、凡作ニ篇章ヲ一義既ニ成テ撮テニ其大要ヲ一、以爲ニ亂辭ト。摘テニ小宛「詩經・小雅・節南山之什」小宛ニ首章ヲ一爲ニ篇目ト。國語「國語・晉語四」ニ曰、秦伯賦ス、鳩飛ヲ一。韋昭ガ云、小宛ノ之首章ニ宛タル彼鳴鳩、翰ク飛戻レ天。〔十二丁〕是也。數章ノ之末章、既謂ニ此ニ卒章ト。左氏傳「成公九年」ニ曰、賦スニ緑衣ノ之卒章ヲ。此類是也。一章ノ之末句、亦謂ニ中ニ之ヲ卒章ト。上。左氏傳「宣公十二年」ニ

曰、作レ武ヲ、員「員作其頌注」卒章ニ「詩經・周頌・臣工之什」武ニ曰、耆ニ定ニ爾ノ功ヲ。凡此似タリ。下。亦略施ニ雕琢ヲ、少ク變スルニ雷同上。作者考テ焉、母レ誚レ無レ補。

左氏傳ニ載テ諸國燕饗賦スル詩ヲ之事ヲ、但云レ賦スト、某ノ詩ヲ。或ハ云レ賦スト、某ノ詩ノ之卒章ヲ。皆不シテ載セシ詩ノ文ヲ、而意、自具ハル其ハ賦スト、榮棣之七章以卒ヲ、則知下賦シテ二七章ヲ、以卒ニ盡ス。中八章ヲ也。其曰バ在ト揚水卒章ノ之四言ニ、則知取ヲ我聞ク、有レ命也。左氏於此等文ニ、最爲レ得タリト體ヲ。

丁 凡八條 [二十三]

文有上下相接若レ繼ガ踵ヲ然ル。其體有三。其一曰、敍ニ積テ小ヲ至レ大。如中庸(中庸二十二)ニ曰ガ能盡ニ其性ヲ、則能盡ニ人ノ之性ヲ。能盡ニ人ノ之性ヲ、則能盡ニ物ノ之性ヲ。能盡ニ物ノ之性ヲ、則能盡ニ天地ノ之化育ヲ。可三以贊ニ天地ノ之化育ヲ、則可以與ニ天地參上矣。此ノ類是也。其二曰、敍由レ精及粗。如莊子ニ曰ガ(莊子・天道中)古ノ之明ニスル、大道ヲ一者、先明ニシテ天ヲ而道德次之、道德已ニ明ニシテ而仁義次之、仁義已ニ明ニシテ而分守次之、分守已ニ明ニシテ而形名次之、形名已ニ明ニシテ而因任次之、因任已ニ明ニシテ而原省次之、原省已ニ明ニシテ而是非次之、是非已ニ明ニシテ而賞罰次之、上レ之。此ノ類是也。其三曰、敍自レ流極ム。原如大學(大學四)ニ曰ガ古ノ之欲スル、明ニシテ明德ヲ於天下ニ者、先治ニ其國ヲ。一曰ガ欲治ニ其國ヲ一者、先齊ニ其家ヲ。欲齊ニ其家ヲ一者、先脩ニ其身ヲ。欲脩ニ其身ヲ一者、先正ニ其心ヲ。欲正ニ其心ヲ一者、先誠ニ其意ヲ。欲誠ニ其意ヲ一者、先致乙(原文上二点を使い、甲をその下に下とする)其知ヲ。此類是也。

文有ニ交錯ノ之體、若ニ纏糾ノ然カリ。主在レ析理、理盡テ後已。書(書・夏書・大禹謨)ニ曰、念レ茲ヲ在レ茲。釋レ茲ヲ在レ茲。名ケニ言レ茲ヲ在レ茲。允出スモ、茲ヲ在レ茲。莊子(莊子・齊物論)ニ曰、有ニ始メタル也者、有ニ始ヨリ有レ始也者、有ニ始ヨリ有ニ始ヨリ有ニ始也者。又曰(莊子・齊物論)、以レ指ヲ喻フルハ、指ノ之非レ指、不若三以レ非ヲ指ニ、喻フルニ指ノ之非レ指ニ也。荀子(荀子・富國篇)ニ曰、不レ利セ而利スルハ、之ヲ不レ利シテ而後利スルノ之ヲ利ニ也。利シテ而後利スルハ、之ヲ不レ利シテ而後利スルノ之ヲ利ニ也。國語(晉語六)ニ曰、成人ハ在ニ始メタルニ善。始メタルニ善、善進レ善、不善蔑ニ由テ至一矣。始メタルニ善、始メタルニ善、不善進ニ不善、善亦蔑ニ由テ至一矣。穀梁(僖公二十一年)ニ曰、人ノ之所ニ以レ爲レ人者ハ、言也。人ニシテ而不バ能レ言、何ヲ以レ爲レ人ト。言ノ之所ニ以レ爲レ人者ハ、信也。言シテ而不バ信ナラ、何ヲ以レ爲レ言ト。信ノ之所ニ以レ爲レ信者ハ、道也。信ニシテ而不バ道アラ、何ヲ以レ爲レ信ト。此ノ類多シ矣。不レ可ニ悉ク舉。然取テ二莊子ヲ而法レ之、則文斯ニ遽ナリ矣。

載スル事ノ之文、有ニ上下同曰ノ之法。謂ニ其事斷シテ可書ス、其ノ人斷シテ可レ美也。如下論語載セ、孔子ノ之美ヲ禹顔一(論語・泰伯)子曰、禹吾無ニ間然スル一矣。非シテ二飲食一而致スニ孝ヲ乎鬼神ニ、云云、禹吾無ニ間然スル一矣。又曰(論語・雍也)賢哉回也。一簞ノ食、一瓢ノ飲、云云、賢哉回也。戴禮ノ之記シ文王・周公一(礼記・文王世子)文王世子篇ニ曰、文王ノ之爲ニ世子一也、朝スル一於王ニ。又曰(礼記・文王世子)昔者周公攝政ヲ踐テ、祚ヲ而治、抗ニ世子ノ法ヲ於伯禽ニ、所以善スルニ成王ヲ一也。云云。周公踐ナリ祚ヲ。公羊ノ之傳、孔父・仇牧・荀息上。公羊傳ニ曰、(桓公元年)孔父ヲ可レ謂三

義形ルト於色二矣。其義形二於色二奈何。誓二弑二殤公。一。孔父生イキテ而存スル、則殤公不レ可二得テ而弑二也。云云。孔父ハ可レ謂義形ト於色二矣。又曰、「莊公十二年」仇牧ヲバ可レ謂不レ畏二彊禦一矣。其不レ畏二彊禦一奈何。萬嘗與二莊公一戰、獲二乎莊公一。云云。仇牧ハ可レ謂不レ畏二彊禦一矣。又曰、「僖公十年」荀息ヲバ可レ謂不レ食二其言一矣。其不レ食二其言一奈何。公作奚一頭注齊卓子ハ者驪姫ガ之子也。荀息傳タリ焉。云云。荀息ハ可レ謂不レ食二其言一矣。皆其ノ法也。【十五丁】

數フニ音所人行事、其體有三。或ハ先總テ而後數フ之ヲ。如下「論語公治長」孔子ノ謂ガ子産有二君子ノ之道四一焉、其行レ己也恭、其事フル上二也敬、其養レ民也惠、其使レ民也義上。此類是也。或ハ先數テ之ヲ而後總レ之ヲ。如下「春秋左氏傳昭公二年」子産數メテ鄭ノ公孫黒ヲ曰ガ爾有二亂心一無レ厭ク。國不ニ女二堪一。專ラ伐二柏有ヲ、而ガ罪一也。昆弟爭レ室ヲ、而ガ罪二也。薰隧ノ之盟、女嬀ハルニ君位ヲ、而ガ罪三也。有ニ死罪三。何ヲ以堪ト。之。此ノ類是也。或ハ先既總テ之ヲ而後總レ之ヲ。如下孔子ノ言ガ中「春秋左氏傳文公二年」臧文仲其不仁ナル者三、不知ナル者三。下シ展禽ヲ、廢シ六關ヲ、妾織レ蒲ヲ、三ノ不仁也。作二虚器一、縱ニ逆祀ヲ、祀二爰居一、三ノ不知也ト。此ノ類是也。

○數む―罪状を数え上げて責め立てること。 ○臧文仲―臧孫辰。春秋時代の魯の大夫。姓は臧孫。文仲は字。

載レ事之文有ニ先テ事ニ而斷ジテ以起ス。一。事也。有ニ後テ事ニ而斷ジテ以盡。一【十六丁】事也。如左氏傳「宣公二年」欲シテ載セント二晉靈公厚シ斂ヲ雕クヲ一。牆ニ必先言二晉靈公不君一。公羊傳「昭公十三年」欲レ載セント三

楚靈王ノ作ヲ乾谿臺ヲ、必先言二靈王爲スト無道一。中庸「中庸」二欲レ言三舜ノ好レ問一而好テ察スル。二邇言一、亦先日二舜ハ其大智也與一。孟子「孟子尽心章句下」二欲レ言下梁惠王以ニ其所一不レ愛、及中其ノ所上レ愛スル。亦先日ガ乙不仁哉梁ノ惠王也ト。若レ此類、皆先斷ジテ以起レ事也。如下左氏傳「僖公二十七年」載二晉文公ノ教レ民ヲ而用一。卒三言レ之ヲ曰二戰シテ而覇タリ。文ノ之教也ト。又「襄公十一年」載三晉悼公賜ヲ二魏絳二和スル戎ヲ樂一、卒三言レ之ヲ曰ガ中魏絳於レ是ニ乎始テ有ニ金石ノ之樂一、禮也ト。若レ此類皆後ニ斷ジテ以盡レ事也。

○邇言―身近な言葉。通俗的で分かりやすい言葉。

載レ言ノ文有ニ不レ避ニ重複一。如「原文丙を下、乙を」穀梁傳「僖公十年」二載乙麗姫故ニ謂レ君二曰、【十六丁】吾夜者夢ラク夫人趨テ而來テ曰、吾苦ム畏。胡不レ使下「一上レを甲」とする」大夫「シテ」將ニ衛士一而衛一冢ヲ乎。故二君謂ニ世子二曰、麗姫夢夫人趨テ而來テ曰、吾苦ム畏。女其將レテ衛士一而往テ衛レ冢ヲ乎。此不レ避ニ重複一、一也。家語「孔子家語好生」二載ス魯ノ公索氏將シテ祭ラント而忘ニ其牲一。孔子聞レ之ヲ曰、公索氏不シテ及ニ二年一而必亡ビ。後一年シテ而亡フ。門人問曰、昔公索氏祭而忘ニ其牲一、而夫子ノ曰、不シテ及ニ二年一必亡ト。今過テ期ヲ而亡ト。此不レ避ニ重複一、二也。公羊傳「文公六年」二載ス、陽處父諫テ曰、射姑ハ民衆不レ悦。不レ可レ使レ將ヲ。於是廢スレ將ヲ。射姑入ル。君謂テ射姑二曰、陽處父言テ曰、射姑ハ民衆不レ悦、不レ可レ使レ將ヲ。此不レ避ニ重複一、三也。及觀ニ檀弓「禮記檀弓上」二載スルヲ、子游ノ曰、昔者夫子居ニ於宋ニ、見テ桓司馬「七丁」馬ガ自爲テ二石槨一三年不ヲ上レ成、夫子ノ曰、若レ是其レ

靡ナリ也。死シテ不_レ如_二速_一朽ノ之愈_二也。死シテ之欲スルハ速_二朽_一ヲ爲_二桓司馬_一言_レ之ヲ也。云云。曾子以_二子游ノ之言_一告_二於有子_一。然モ檀弓但云ハ以_二子游ノ之言_一蓋_二避_一重_二複_一也。又左氏傳(成公二年)載ス。晉師歸ル。卻伯見。公曰。子ガ之力也夫。范叔見。勞_二フ_一之ヲ如_二シ卻伯_一。欒伯見。公亦如_レ之。夫_レ三_レ述_二晉侯ノ之語_一。固_レ爲_レ害_二。而左氏兩_レ變_二其ノ文_一。蓋_二避_一重_二複_一也。

○射姑——狐射姑。○靡——奢侈。

載_レ言_レ之文、又_二有_一答_二問_一。若_レ止_レ及_二一_一事_一。文固_二不_レ難_一カラ。至_レテハ於數端_二、文實_一易_レカラ。所_レ問_レ不_レ言_レ問_レ、所_レ對_レ不_レ言_レ對_レ。言雖_二簡略_一ナリト、意實_二周贍_一讀_レ之ヲ續_二如_一貫_二珠_一、應_二ス_一如_二答_一響_一。若_レ左氏傳(成公十六年)載_二スルガ_一楚望_二テ_一晉_一軍_一ヲ問_二伯_一犁_二。蓋_レ得_レ此_一也。至_レテハ於_二問_一則_二屢_一稱_二シ_一何_一也ト、答_二則_一屢_二稱_一スル_二對_一曰_二、其_一文_レ與_レ意_レ有_レ異_一ナル_二左氏_一ニ。若_レ樂記(禮記樂記)載_二實_一牟_一賈_二與_一二_一孔子_一言_レ上_レ樂_二、皆_一拘_レハ_レ此_二也_一。二_一文_二具_一載_二。則_レ可_レ考_一矣。

(成公十六年)王ノ曰、聘_レテ而_二左_一右_二ス_一ハ_二何_一也。曰_二召_一二_一軍吏_一也。皆_二聚_一ル_二於中_一軍_一矣。曰_二合_一ス_レル_二謀_一也、張_レ幕_二矣。曰_二虔_一トス_二於先_一君_二也_一。撤_レ幕_二矣。曰_二發_一セント_レ命_二也、甚_一囂_二シク_一且_二塵_一上_レル_二矣。曰_二塞_一ギ_二井_一夷_二夷_一電_二電_一而_二爲_一ント_レ行_二也。皆_一乘_レル_二矣。左_二右_一執_レテ兵_二而_一下_レル_二矣。曰_二聽_一ク_レ誓_二也_一。戰_二ハ_一カ_二乎_一。曰_二可_一知_レ也。乘_レテ而_二左_一右_二皆_一下_レル_二矣。曰_二戰_一ノ_二禱_一リ_二ス_一ル_二也_一。

(禮記樂記)曰_二夫_一武_二ノ之_一備_二三_一戒_二ス_一ル_二之_一久_二ハ_一何_一也。對_二曰_一、病_レフル_二不_一得_二其_一衆_二也_一。咏_二嘆_一之_二淫_一三_レ液_二ス_一ル_二之_一何_一也。對_二曰_一、恐_レレ_二速_一事_二也_一。發_二揚_一蹈_二厲_一ノ_二已_一蚤_二キ_一ハ_二何_一也。對_二(十八_一丁_二乙_一)曰_二、及_二

時事_二也_一。武_二坐_一致_二シ_一右_二憲_一ル_二左_一、何_一也。對_二曰_一、非_二武_一坐_二也_一。聲_二淫_一シ_二及_一バ_二商_一、何_一也。對_二曰_一、非_二武_一音_二。子_二曰_一、若_二非_一武_二音_一則_二何_一ノ_二音_一也。對_二曰_一、有_二司_一失_二其_一傳_二也_一。觀_二孟_一子_二與_一陳_二相_一答_二問_一ス_レル_二許_一子_二必_一種_二粟_一ヲ而_二シ_一後_二食_一カ_二乎_一。曰_二然_一。許_二子_一必_二織_一布_二而_一後_二衣_一乎。曰_二否_一。許_二子_一衣_レル_二褐_一。許_二子_一冠_レス_レル_二乎_一。曰_二冠_一。曰_二奚_一冠_レス_レ。曰_二冠_一。素_二。曰_二自_一織_レ之_二與_一。曰_二否_一。以_レ粟_二易_一之_二。曰_二許_一子_二奚_一爲_二不_一自_一織_レ。曰_二害_一アリ_二於_一耕_二。曰_二許_一子_二以_一金_二餌_一ヲ_二糞_一ギ_二以_一鐵_二ヲ_一耕_二ス_レ乎_一。曰_二然_一、自_一爲_レル_二之_一與_一。曰_二否_一。以_レ粟_二易_一之_二。此_二ノ文_一但_二存_一シ_二二_一曰_二許_一子_二、以下_一許_二子_一ノ字_二皆_一可_レ除_二。信_一ナル_二乎_一答_二問_一ノ_二文_一爲_レ難_二ト也_一。

○淫液——声を長く伸ばして歌うこと。

文_二有_一二_一目_二ス_一ル_二人_一ノ_二之_一體_一、有_二三_一列_二ス_一ル_二氏_一ノ_二之_一體_一。論語(論語・子張)二_一曰_二、德_一行_二ハ_一顔_二淵_一・閔_二子_一子_二子_一騫_二冉_一伯_二牛_一・仲_二弓_一、言_二語_一宰_二我_一・子_二貢_一、政_二事_一ハ_二冉_一有_二季_一路_二、文_一學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊_一雄_二・班_一固_二得_一タ_レ之_二。楊_二子_一法_二言_一文學_二ハ_一子_二游_一・子_二夏_一。此_二目_一ス_レル_二人_一ノ_二之_一體_一也。而_二楊

戊 凡十條

禮記ノ之文、始レ自后倉、成ルニ戴聖。非レ純ナルニ格言ニ、間有ニ淺語。如下掩レ口而對。母レ投ニ與フル。狗骨ヲ。羹ノ之有レ菜者用ヲ。挾ヲ。男女相答拜ス也。癢ケレドモ不レ敢搔。衣裳綻裂ス。年レ滿五十二。取ル婦ノ之家、嫂不レ撫モ叔ヲ、叔不ガ上レ撫セ嫂ヲ。若ニ此等ノ語、雖レ在ト曲ニ防クニ人情ヲ、然レドモ亦少レ施「ヲ」ヲ、二、斷削「一」。

○后倉・戴聖——礼記の編纂者。

商盤告「レ」民。何「ヲ」以曉シキ。然「ドモ」在「テ」當時ニ、用「ニ」民間ノ之通語「一」、非レ若「ニ」下「十九丁」後世待「テ」訓詁「一」而後明ナルガ。且顛末之有「ニ」由「一」、使「レ」(原文下ニ晉衛ノ間ノ人ヲ讀「レ」之ヲ、則「レ」莫知「レ」爲「ヲ」餘ナリ。不「レ」能「ニ」胥「一」匡シテ以生ル「一」)使「ニ」東齊ノ間ノ人讀「レ」之、則「レ」胥知「レ」爲「レ」皆也。欽「ミ」念「ニ」以ス「レ」忱「ヲ」使「ニ」燕岱ノ間ノ人讀「レ」之、則「レ」忱知「レ」爲「レ」誠也。由「レ」此考「レ」バ「レ」之ヲ、當時豈「ニ」不「レ」然カラ乎。

○商盤——殷(商)の盤庚。

詩ノ文待「テ」訓「ヲ」明ナル者、亦本「ニ」風土所「レ」宜「キ」。且王室如「レ」燬ガ、使「ニ」齊人ヲ讀「レ」之、則「レ」燬爲「ニ」常語「一」。六日不「レ」詹「ヲ」使「ニ」楚人讀「レ」之、則「レ」詹爲「ニ」常語「一」。燬ハ火也。齊人以「レ」火爲「レ」燬。詹至也。楚人以「レ」至爲「レ」詹ト。

儀禮ハ周家ノ之制也。事涉「ニ」威儀「一」。文苦「テ」而難「レ」讀。鄉黨ハ孔門ノ之記也。言關「ニ」訓則「一」。文婉シテ而易「レ」觀。今略摘「ニ」儀禮ノ之文「ヲ」、證スル「ニ」以シ

テ 郷黨「ヲ」、昭然「ニ」シテ辨ズ矣。(二十丁)

執「テ」圭「ヲ」入「ト」キハ、門「ニ」鞠躬焉。如「レ」恐「レ」失「レ」之「ヲ」。郷黨曰「レ」執「テ」圭「ヲ」鞠躬如「レ」也。如「レ」不「レ」勝。下「テ」階「ヲ」發「シテ」氣「ヲ」怡焉。再「三」舉「テ」足「ヲ」又趨「ヲ」。郷黨曰「レ」出「デ」降「ニ」一等「一」、退「シテ」顔「色」ヲ「怡」如「レ」也。沒「レ」階「ヲ」趨「ヲ」時ハ翼「ヲ」如「レ」也。及「テ」享「ニ」發「シテ」氣「ヲ」焉盈「ツ」容「ヲ」。郷黨曰「レ」享「ニ」禮「有」ニ「容色」一。賓出「ヲ」。公再「拜」シテ送「ル」。賓不「レ」顧。郷黨曰「レ」賓退「ク」。必復命「シテ」曰「レ」賓不「レ」顧矣。若君賜「フ」トキ「ニ」之「ニ」食「ヲ」。君祭「レ」バ先飯「ル」。郷黨曰「レ」侍「ニ」食「ヲ」於君「ニ」、君祭「先飯」。

○訓則——村里の子弟を教え諭すこと。 ○昭然——明らかに。

孝經ノ之文、簡易醇正、蘊「ニ」聖人ノ之氣象「一」、掲「グ」六經ノ之表儀「ヲ」。夷「ヲ」カ考「ル」ニ其文「ヲ」、有「レ」所「レ」論。三才ノ章首、似「レ」據「ニ」子產言「レ」禮「ヲ」之辭「一」、于太叔對「テ」趙簡子「ニ」曰「レ」、聞「ニ」諸「ニ」先大夫子產「ニ」、曰「レ」、夫禮ハ天ノ之經也。地ノ之義也。民ノ之行也。天地ノ之經「シテ」、而民實「ニ」則「レ」之。則「ニ」二十丁「一」天ノ之明「ニ」、因「ニ」地ノ之性「一」。孝經止三字不「レ」同カ。聖治ノ章、未「レ」似「レ」刪「ニ」文子論「レ」儀「ヲ」之語「一」、北宮文子對「テ」衛ノ襄侯「ニ」曰「レ」、故「ニ」君子「ニ」在「レ」位「ニ」、可「レ」畏、施舍「ヲ」可「レ」愛ス、進退「ヲ」可「レ」度、周旋「ヲ」可「レ」則「ル」、容止「ヲ」可「レ」觀「ツ」(二十丁)、作事「ヲ」可「レ」法、德行「ヲ」可「レ」象、聲氣「ヲ」可「レ」樂。孝經「ニ」則「レ」曰「レ」、君子ハ、則「レ」不「レ」然。言思「ヲ」可「レ」道、行思「ヲ」可「レ」樂、德義「ヲ」可「レ」尊、作事「ヲ」可「レ」法、容止「ヲ」可「レ」觀「ツ」(二十丁)、進退「ヲ」可「レ」度。事君ノ章「ニ」曰「レ」、進「テ」思「レ」盡「ニ」サ「ニ」テ、忠「ヲ」、退「テ」思「レ」補「ニ」テ、過「ヲ」、此「ニ」乃「ニ」士貞子諫「ニ」晉ノ景公「一」之辭。聖治ノ章「ニ」曰「レ」、以「スル」(二十丁)順「ヲ」則「レ」逆。民無「レ」則「ル」焉。不「シテ」在「ニ」於善「一」、而皆在「ニ」於凶德「一」。此「ニ」乃「ニ」季文子對「ニ」魯ノ宣公「一」之辭。左氏傳作「ニ」訓昏「一」。二字不「レ」同。聖人雖「ニ」遠稽「ト」格言「一」、不「レ」應「ニ」雷同「スル」ク「一」如「レ」此。豈作「レ」

傳^{でん}者^{こと}、反^{かへつ}テ竊^{ぬす}ム
〔ママ〕
經^{けい}與^や。
〔三十一丁オ〕

○表儀—儀表。手本。

爾雅ノ之作、主在訓スルニレ言ヲ。諡法ノ之作、用いつて定ム。諡ヲ皆周公ノ文也。戴聖ガ之釋スルニ淇澳ヲ、備サニ采リニ爾雅ノ之辭ヲ、禮記ニ曰、如レ切ガ如レ磋ガ者、道レ學也。如レ琢ガ如レ磨ガ者、自脩也。瑟ヲ兮僊ヲ兮者、恂慄ナル也。赫タリ兮喧タリ兮者、威儀アル也。有レ斐君子終ニ不レ可レ喧兮者、道ニ盛徳ヲ至善民ノ之不ラレ能レ忘レ也。此乃爾雅釋訓ノ文。成縛ガ之釋アルニ皇矣ヲ、マサニ善民ノ之不ラレ能レ忘レ也。此乃爾雅釋訓ノ文。成縛ガ之釋アルニ皇矣ヲ、端倣ニ諡法ノ之體ニ。左傳曰、心能制スルヲ義曰度、徳正シテ應和スルヲ曰莫ト、照ニ臨ニ。臨シテ四方ニ曰明ト、勤テ施シテ無キ私曰類。教誨シテ不レ倦曰長ト、ほく、照ニ臨ニ。臨シテ四方ニ曰明ト、勤テ施シテ無キ私曰類。教誨シテ不レ倦曰長ト、賞慶ヒ刑威スルヲ曰君ト、慈和偏服スルヲ曰順ト、經シテ天緯スルヲ地ニ曰文ト。諡法ノ體如レ此。文亦有ニ同者。孰イ謂ニ類ガムネ皆後人ノ之補緝シテ、無ト補ニ作者ノ之監觀ニ。【二十一丁ウ】

○恟慄——諂つて落ち着かない貌。 ○皇矣——詩經・大雅「皇矣」。

夫論語^{そろんご}一家はみな夫子^{ふし}と當時^{たうじ}ノ公卿大夫及羣弟子^{こうけいだいふくぐんていし}一答問スル之文。然
夫^それ論語^{ろんご}に於^おけるは皆^{みな}夫子^{ふし}の言^{ことば}なり。其^{その}才^{さい}或^{ある}有^{あり}二優劣^{ゆうりやく}一。故^{ゆゑ}ニ使^{つか}然^{しか}ラザレバ也^{なり}。若^もシ論語^{ろんご}一雖^{いえども}亦出^{またいで}ト於羣弟子^{ぐんていし}
上^{かみ}。其^{その}才^{さい}或^{ある}有^{あり}二優劣^{ゆうりやく}一。故^{ゆゑ}ニ使^{つか}然^{しか}ラザレバ也^{なり}。若^もシ論語^{ろんご}一雖^{いえども}亦出^{またいで}ト於羣弟子^{ぐんていし}
所^{ところ}ニ記^きスル疑^{うたがひ}ラクハ若^もシ三已^{すで}經^へガ聖人^{せいじん}ノ之手^てヲ。今略考^{いままづか}フ焉^{なり}。(論語 憲問) 子
ノ曰^{いはく}、爲^{つく}ルトキ命^{めい}ヲ裨諲^{ひいぜん}草^{そう}ニ創^{さう}シテ世叔^{せしゆく}討^{たく}ニ論^{ろん}シテ行人^{かうじん}子羽^{しいう}脩^{しやう}ニ飾^{しやく}
之^{これ}ヲ東里^{とうり}子產^{しよん}潤^{じゆん}ニ色^{しよく}ス之^{これ}ヲ質^{たいす}マツニ之^{これ}ヲ左氏^{さし}ニ則^{すなはち}此^こノ文簡^{ぶんかん}シテ而^{しか}
整^{せい}ナリ。左氏傳^{さしてん}ニ曰^{いはく}、裨諲^{ひいぜん}能^{あた}謀^{はか}ル。謀^{はか}ハ於野^やニ則^{すなはち}獲^えル。謀^{はか}ハ於邑^{いふく}ニ則^{すなはち}否^{いな}。鄭國^{ていこく}有^あ
二諸侯^{しよこう}之事^じ。子產乃^{しよさん}乃問^{なんもん}ニ四國^{しごく}ノ之^{これ}爲^{なぜ}ハ於子羽^{しいう}ニ且使^{かつ}多^{おほ}爲^なニ辭令^{じれい}。與^{とも}
裨諲^{ひいぜん}乗^{のつ}テ以適^{もち}キ野^やニ使^{しむ}謀^{はから}ニ可^か否^ひ。子告^{しつけ}ア子告^{しつけ}之子作^{しにつてのしはなすじと}而頭注^{をうしゅ}ニ馮簡子^{ふうかんし}ニ使斷^{しむだん}

ぜ。これ。事成ル。乃チ授テ二子太叔しめ一使おこな行なレヲ、以もつ應たい二對賓客しんかく一。（論語・雍也）子
 曰、孟之反（二三）不ず伐、奔はしルトキ而レ殿しんがりタリ。入いレ門、策さくテ其馬うま二、曰、
 非二敢あ後おタルニ一也。馬不なりレバナリ進すす也。賈まマニ之これ左氏さし二、則すなはち此文緩ふんニ
 シテ而レ周。左氏傳さしでん二曰、孟之側後まうしそくおレテ入いレ、以もつ爲なりレ殿しんがり。抽ひき矢や策さくテ其馬うま二、曰、馬不
 ト進也。（論語・先進）南容なんやう三、復ふく白圭はくけい一。司馬遷しはせん則すなはち曰、三復ふく白圭はくけい之
 玷かけタル一。辭雖じいども備そルト而其そ意竭いつク矣。（論語・顔淵）在ありてモ邦二必達かならずシ、在ありてモ
 必達かならずス。司馬遷しはせん則すなはち曰、在いレ邦及マデ家二必達かならずスト。辭雖じいへも約やくナリト而其そ意
 疎ナリ矣。彼楊雄かやうゆう法言はふげん、王通わうとう中說ちゆうせつ模二擬ぎシテ此書このしよ一、免まカレ虎こ類
 スル狗いぬ二之譏のそりヲ。法言はふげん二曰、シカヤ其智そのち二、如ごとシ其智そのち二、雖いへも有ありレ民焉たみん、得えテ而
 塗ぬセン諸しよ。三年不さんねんレ目め日にち視み一、必盲かならずめくら、三年不さんねんレ目め月つき精しやう、必朦めう。魯仲連ろちゆうれん、傷いたシ
 テ而不レ割はナ、藺相如りんさうが、割はシテ而不レ傷いたナ。請こテ條じょう曰、非はいレ正せい不はいレ視み、非はいレ正せい不
 聽き、非はいレ正せい不はいレ言いは、非はいレ正せい不はいレ行おこな。若ごとク張子房ちやうしほう之智、陳平ちんぺい之二十三丁さんじやう之無なレ
 悞ご、絳侯けいこう勃はく之果、霍將軍かくせんぐん之勇、追しフルニ之これ以もつ禮樂らいがくヲ、則すなはち可べレ謂いは二社稷しやしやくノ
 之臣しんト矣。法言はふげん之模二擬ぎスル論語ろんご一、皆みな此この類也。中說ちゆうせつ二曰、可べレ與とも共とも二樂がく一、可べレ二
 與とも共とも二憂うれ一、可べレ二與とも共とも二樂がく一。我われ見み二勤しん者もの一矣。蓋有けレ焉な、我われ之
 ヲ見み一也。焉ん知しル來き者もの之不レヲ如ごとク昔也。是故二惡か二夫異ふスル端たん者もの一。小不さレ
 忍致しのひた二大災たいさい一。知しル之者不レ如ごとク二行おこな之者もの一。行おこなフ之者不レ如ごとク二安やすスル之者もの一。
 中說ちゆうせつ之模二擬ぎスル論語ろんご一、皆みな此この類也。王充わうぢゆう問孔もんかう之篇、而於おテ此書このしよ二多
 所二指し摘てきスル一、亦また免まカレ犬吠けんはいフル堯ぎやう之罪つみヲ一歟。

○白圭——詩經·大雅「抑」 ○中說——文中子。 ○絳侯勃——周勃。

詩人庭燎ノ之詠、文雖レ美ト之ヲ、意ハ則箴レ之ヲ。張老ガ輪奐ノ之辭、文雖レ頌スト之ヲ、意ハ則譏ル矣。晉獻ズニ文子ガ成ニ室ヲ。張老ガ曰、美哉輪

〔三十三才〕焉、美哉、與焉、歌ニ於斯ニ、哭ニ於斯ニ、聚ニ國族ヲ於斯ニ。自漢以來、靡麗ノ之賦、勸メ百ヲ諷スレ一ヲ。烏ソ足レ知ニ此ヲ。

○庭燎―宮廷の庭に焚く篝火。○輪奐―建物が壮大佳麗な貌。○靡麗―豪奢荘麗。

文〔語の誤り〕出ツ於己ニ、作レ之ヲ固ニ難ク、語借ル於古ニ。用フルモ亦レ易カラ。觀ニ歷代雕蟲小技ノ之ヲ、借テ古語ヲ以成ス篇章者、紛紛籍籍タリ。試ニ陳テ一二ヲ、以鹽スニ後來ニ。張茂先ガ勵マシ志ヲ詩ニ曰、德ノ輒キヲ如レ羽ノ。又曰、熠燿〔下熠燿作耀〕頭注〕宵流ル。雖ニ變シテ二字ヲ以協ト音韻ヲ、而不レ知詩人言ハ行ト有ニ緩飛ノ之意、言ハ毛ト有ニ至輕ノ之喻。應吉甫ガ華林ノ集詩有レ曰、文武ノ之道、厥ノ猷レ墜。既ニ言テ道ト而復綴ニ厥ノ猷ヲ。此所謂屋下ニ架スノ屋者歟。陸倕ガ石闕ノ銘曰、惟レ王建レ國ヲ、正シ位ヲ辨ス方ヲ。遂ニ令レ三辨ヲ〔マ〕方後レ於正ヨリ一レ位ヲ。此所謂轉シテ衣ヲ爲レ裳ト者歟。〔三十三才〕

○熠燿―光輝く貌。○石闕―漢魏六朝時代に宮殿・祠堂・墓陵等の前に置いた一對の裝飾柱。

古語ニ曰、賢子在レ類ニ則好ク、在レ類ニ則醜シト。言レ有レ宜キ也。自レ晉以降、操レ觚含レ毫ヲ之士、喜テ學ニ經語ヲ者多シ矣。且如下孫盛著シテ史ヲ書シテ曰、某ノ年春帝ノ正月ト、謂ニ盛作ヲ魏晉陽秋也。且春秋書シテ王ノ正月ト、示ス魯侯用レ周ノ天子ノ正朔ヲ。曹馬躬ヲ有ニ天下ヲ。不レ書ニ帝ノ正月ト。謝惠連作レ賦ヲ、題曰ガ雪ノ之時義遠ヒカナ。〔マ〕矣哉ト。謂ニ惠連作ヲ雪賦也。按ニ易卦義深者、以ニ此ノ語ヲ贊ス之ヲ。大抵文士雪月ノ之詠、非レ所ニ當也。此蓋不レ知ニ賢子在レ類ニ之爲レ醜シト也。

文則卷之上終 〔二十四才〕

〔※（こ）に下巻が入る。〕

文則―足下荷ヒテ疾ヲ歸ル南海ニ邪。何ソ其レ勞ハシキ也。聞ク下校シテ陳騭ガ文則ヲ、欲スト上梓セト。是レ惠ムニ學者ヲ不レ淺カラ。蓋シ歐蘇ノ文名ハ噪シキモ、海内ニ、古則蕩然タルハ、宋ノ弊也。陳騭生レ其ノ間ニ、心ニ識リ其ノ非ナルヲ、乃チ作スニ爲ニ此ノ書ヲ。根ハ極ムニ經子ヲ。可レ謂フ何李ノ之嚆矢ト。矣。祇其書、一ニ取リニ法ヲ於字句ニ、而シテ及バ篇章ニ。是レ其所ノ以テ不レ及バ史漢ニ故也。不倭欲シ爲ニ作サント序言ニ此ノ意ヲ、伏スコ枕ニ三月、億ルルヲ甚シクダシテ能クセ己ム。它在リニ面晤ニ。不備。十一月

與フ山君鬘ニ。

茂卿

（改頁）

享保十三年戊申初夏日

江府書肆 日本橋南二丁目

若菜屋小兵衛

○歐蘇―宋の歐陽修・蘇東坡。○蕩然―跡形も無くなるさま。○何李―明の何景明・李夢陽。古文辞の提唱者。○史漢―史記・漢書。○茂卿―荻生徂徠の字（あざな）。○

※跋の原文は日文、返り点送り仮名は入力者

君彝—山井崑崙の字。○享保十三年—一七二八年。この年一月に徂徠は63歳で、崑崙は39歳で没した。二人の亡くなった日は十日とは隔たらなかった。